最低制限価格の算定基準の改正について

建設工事における最低制限価格の算定基準を以下のとおり改正します。

● 対象工事

工事契約課で入札・契約を行う建設工事（予定価格が２２億８千万円未満のもの。）

● 改正内容

《　現　行　》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×９７％＋共通仮設費×９０％＋現場管理費×９０％＋一般管理費等×５５％

【最低制限基準額の上限及び下限】　予定価格の９２％～７５％

《　改正後　》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×９７％＋共通仮設費×９０％＋現場管理費×９０％＋一般管理費等×６８％

【最低制限基準額の上限及び下限】　予定価格の９２％～７５％

※　最低制限基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※　**上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように、開札時に、電子入札システムの自動設定システムにより無作為に抽出した額を最低制限価格として決定します。**

● 適用時期

一般競争入札については令和４年（2022 年）４月１日以降に公告を行うもの、指名競争入札については令和４年（2022 年）４月１日以降に指名を行うものから適用します。

令和４年（2022 年）３月末までに公告及び指名を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇　熊本市役所　工事契約課
電話　096-328-2442